大阪府子ども食費支援事業（第３弾）の申込案内について

物価高騰の影響により、とりわけ子育て世帯の食費も影響を受けているため、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付します。

１．給付物品

お米PAYおおさか（お米クーポン）またはその他食料品

※いずれも税込5,000円相当分（送料を含む）

※お米PAYおおさか（お米クーポン）を使用できる対象は、米だけです。

２．給付対象者の要件、申請手続

申請日において大阪府に在住しており、次のいずれかに該当する者。

（１）平成1８年４月２日以後に生まれた者。

申請手続は保護者が行なってください。

（２）妊婦の場合

申請日において妊娠している者。

　申請手続は妊婦本人が行ってください。

３．申請受付期間

令和６年６月３日（月曜日）9:00から９月２日（月曜日）23:59まで

※郵送の場合は、当日消印有効。

４．給付物品の申込期限

令和6年１０月31日（木曜日）まで

※お米PAYおおさか（お米クーポン）の使用期限についても令和6年1０月31日（木曜日）までです。

※期日までに申込みがなかった場合は、申込辞退とみなします。

５．申請について

（１）申請は、原則オンライン申請です。オンライン申請ができない環境の場合は、コールセンターまで連絡してください。

（２）お問い合わせ先

大阪府子ども食費支援事業コールセンター

電話0120-479-208　開設時間　9:00～18:00　（日祝日除く、申請期間終了後は平日のみ）

（３）申請には、給付対象者と申請手続を行う者のそれぞれの本人確認書類が必要となります。

本人確認書類とは、氏名、生年月日、住所の全てが確認できるものです。

具体的には、個人番号カード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証、住民票、里親等証明書（他の本人確認書類に加え、里親等証明書が必要）、母子健康手帳等となります。

（４）なお、医療保険の被保険者証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号等、二次元コード（記載の場合）については、読み取れないようマスキングを施した上で添付してください。

６．申請及び給付物品申込の流れ

（１）インターネット特設サイトから申請してください。（令和６年９月２日まで）

　申請には、対象者の姓名、生年月日、住所、本人確認書類と申請手続者の姓名、生年月日、住所、本人確認書類、連絡先、メールアドレスが必要です。

　　特設サイト<https://osaka-kodomoshien.com>

（２）大阪府の審査の結果について、申請時に登録していただいたメールアドレスにお知らせします。

（３）給付決定された方には、給付物品の申込方法をお知らせしますので、案内に従ってお手続きください。

（４）給付物品受取サイトにてお米PAYおおさか（お米クーポン）を選択した場合は、チャージコードが記載されたメールを送付します。region PAYアプリ内にて、お米PAYおおさか（お米クーポン）にチャージし、取扱店舗で使用できます。

（５）給付物品受取サイトにてその他食料品を選択した場合は、給付決定された方に案内するサイトで給付物品を選んでいただき、その給付物品を送付します。

７．申請や給付物品の申込みにあたっての注意事項

（１）申請は、対象者１人につき１回です。

（２）妊婦として給付決定した者が出産した子どもは、対象者ではありません。

（３）給付物品は原則対象者の住所へ送付いたします。

（４）給付物品の申込期限までに申込みがなかった場合は、申込辞退とみなします。

（５）給付決定後に要件を満たしていないことが判明した場合は給付決定を取り消します。

８．本事業に関するお問い合わせ先

大阪府子ども食費支援事業コールセンター

電話:0120-479-208　開設時間　9:00～18:00　（日祝日除く、申請期間終了後は平日のみ）